

Management Information

連載 会計実務概論「病医院会計のすべて」

第2部 病院会計制度概論

第6章 貸借対照表の内容 2 負債の部

6-4 その他

これまでに説明した以外に、病院会計準則は、「引当金」、「補助金の会計処理」、「負債の評価」について定めている。

6-4-1 引当金について

引当金は、期間損益を適正化するという観点から設定されるものである。

ある会計期間の利益を決定するにあたって、将来において発生すると予想される特定の費用または損失の見込額をその会計期間の費用または損失として引き当てた場合に計上される。引当金には賞与や退職給付に備えて計上した賞与引当金や退職給付引当金、あるいは製品の保証や工事の補償にもなっており将来発生するかもしれない費用に備えて計上した製品保証引当金、工事補償引当金などがある。

6-4-2 引当金計上の要件

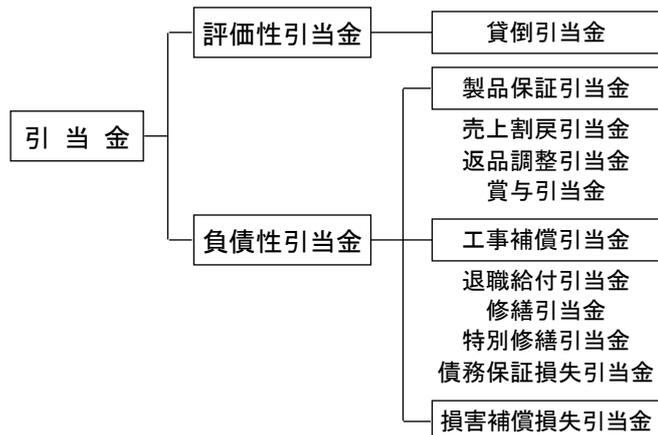
企業会計原則注解 18 では、引当金計上の要件として次の4つをあげている。

- (1) 将来の特定の費用または損失であること
- (2) その発生が当期以前の事象に起因していること
- (3) 発生の可能性が高いこと
- (4) その金額を合理的に見積もることができること

この4つの要件を満たしている場合、当期の負担に属する金額を当期の費用または損失として引当金に繰り入れ、引当金残高を貸借対照表の負債の部に記載する。

6-4-2 引当金計上の要件

企業会計原則は、引当金の種類について次のような具体的例示をおこなっている。



<続く>

(井出健二郎著「病医院会計のすべて」日本医療企画より)

外国人患者受入れ マニュアル

現在コロナ禍で、どの業種も大変だと思いますが、日本にいらっしゃる外国人に対する医療の提供も非常に厳しいものがあります。医療機関の収益アップのために「医療ツーリズム」と言って、積極的に外国人を受け入れていた医療機関もありますが、今は在留されている外国人が対象となっています。

今回厚生労働省が、外国人患者の受入れマニュアルを改定しましたので、概要をご説明します。

マニュアルは全102ページで、3章からなっています。第1章は、外国人患者を受け入れる際に知っておきたい「制度」のこと。第2章は、外国人患者を受け入れるための医療機関側の受入れ「体制」の構築について。そして、第3章はこのマニュアルの特徴でもあります。シチュエーション別の「対応事例」となっています。

制度の章では、ビザ、医療通訳育成の件などが記載されています。体制整備の章では、外国人受入れコーディネーターや専門部署の設置、宗教の問題、感染症の問題、外部の医療機関との連携について、そして外国人患者を受け入れる際の最大の懸念事項である医療費の回収についてなどが記載されています。場面別では以下のようなシチュエーションが想定されています。

受付/対応可能な言語や来院目的の確認/診療申込書の記入依頼と必要情報の収集/海外旅行保険やその他の民間保険を保有している場合の保険情報の確認方法/支払いに関する事前説明/概算医療費の算出及び提示/支払い方法や患者の要望の確認およびデポジット(前払い)の請求/問診表の作成依頼と確認/検査・診察・治療の場面/入院の場面/診断書作成と交付/医療費の請求と支払/処方箋の発行

厚生労働省 HP

「外国人患者の受入れのための医療機関向けマニュアル」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173230_00003.html

現在は、まだすべての医療機関に外国人が診療を受けられる体制が整っているわけではありませんが、規模の大小にかかわらず、いずれは外国人患者を受け入れなければならない時代がやってきます。そのためにも早めに準備しておくことが重要だと考えます。